

資料編 DATA

貸借対照表	20
損益計算書	21
剰余金処分計算書	21
預金業務	24
貸出業務	25
有価証券その他	27
事業状況	29
単体における自己資本の充実の状況等についての開示事項	31
連結情報	38
連結における自己資本の充実の状況等についての開示事項	41

貸借対照表

(単位：百万円)

科 目	令和元年度	令和2年度
(資産の部)		
現金	17,093	14,268
預 け 金	359,726	410,684
コ ー ル ロ ー ン	—	—
買 入 金 銭 債 権	13,503	35,415
金 銭 の 信 託	0	0
有 価 証 券	384,342	407,224
国 債	60,472	81,912
地 方 債	98,491	76,806
社 債	141,124	131,814
株 式	4,029	3,593
そ の 他 の 証 券	80,225	113,097
貸 出 金	377,772	419,093
割 引 手 形	1,517	1,047
手 形 貸 付	8,064	6,210
証 書 貸 付	355,051	401,680
当 座 貸 越	13,139	10,155
外 国 為 替	157	236
外 国 他 店 預 け	138	226
取 立 外 国 為 替	19	10
そ の 他 資 産	7,114	7,258
未 決 済 為 替 貸	60	56
信 金 中 金 出 資 金	4,758	4,758
前 払 費 用	121	13
未 収 収 益	1,070	1,155
金 融 派 生 商 品	0	0
そ の 他 の 資 産	1,103	1,274
有 形 固 定 資 産	6,081	6,302
建 物	1,283	1,688
土 地	3,854	3,854
リ ー ス 資 産	79	24
建 設 仮 勘 定	228	20
そ の 他 の 有 形 固 定 資 産	635	714
無 形 固 定 資 産	140	157
ソ フ ト ウ ェ ア	119	136
そ の 他 の 無 形 固 定 資 産	20	20
繰 延 税 金 資 産	2,631	1,315
債 務 保 証 見 返	578	454
貸 倒 引 当 金	△1,682	△1,924
(うち個別貸倒引当金)	(△1,353)	(△1,646)
資 産 の 部 合 計	1,167,459	1,300,489

(注)記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

(単位：百万円)

科 目	令和元年度	令和2年度
(負債の部)		
預 金 積 金	1,098,999	1,166,724
当 座 預 金	16,085	18,733
普 通 預 金	338,193	420,306
貯 蓄 預 金	571	658
通 知 預 金	374	24
定 期 預 金	703,941	687,004
定 期 積 金	35,031	35,128
そ の 他 の 預 金	4,801	4,868
借 用 金	4,455	66,411
借 入 金	4,455	66,411
そ の 他 負 債	1,778	1,339
未 決 済 為 替 借	124	117
未 払 費 用	342	275
給 付 補 填 備 金	17	19
未 払 法 人 税 等	160	5
前 受 収 益	110	80
払 戻 未 済 金	26	20
職 員 預 り 金	496	564
金 融 派 生 商 品	0	0
リ ー ス 債 務	79	24
資 産 除 去 債 務	72	73
そ の 他 の 負 債	348	159
賞 与 引 当 金	316	321
退 職 給 付 引 当 金	480	421
役 員 退 職 慰 労 引 当 金	69	90
睡 眠 預 金 払 戻 損 失 引 当 金	4	2
偶 発 損 失 引 当 金	55	40
再 評 価 に 係 る 繰 延 税 金 負 債	147	147
債 務 保 証	578	454
負 債 の 部 合 計	1,106,884	1,235,952
(純資産の部)		
出 資 金	2,541	2,557
普 通 出 資 金	2,541	2,557
利 益 剰 余 金	58,781	59,808
利 益 準 備 金	2,550	2,541
そ の 他 利 益 剰 余 金	56,231	57,266
特 別 積 立 金	54,794	55,794
圧 縮 積 立 金	48	48
当 期 未 処 分 剰 余 金	1,388	1,424
処 分 未 済 持 分	△0	△1
会 員 勘 定 合 計	61,321	62,363
そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	810	3,729
土 地 再 評 価 差 額 金	△1,556	△1,556
評 価 ・ 換 算 差 額 等 合 計	△746	2,172
純 資 産 の 部 合 計	60,575	64,536
負 債 及 び 純 資 産 の 部 合 計	1,167,459	1,300,489

(注)記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

損益計算書

(単位：千円)

科 目	令和元年度	令和2年度
経常収益	12,320,434	12,315,659
資金運用収益	10,059,537	10,041,185
貸出金利息	5,496,403	5,417,655
預け金利息	616,268	635,515
コールローン利息	890	-
有価証券利息配当金	3,777,863	3,765,384
その他の受入利息	168,110	222,630
役務取引等収益	1,326,806	1,298,030
受入為替手数料	410,230	406,710
その他の役務収益	916,575	891,319
その他業務収益	528,769	194,060
外国為替売買益	8,137	8,694
国債等債券売却益	456,358	92,190
その他の業務収益	64,272	93,175
その他経常収益	405,321	782,382
貸倒引当金戻入益	133,863	-
償却債権取立益	72,679	184,416
株式等売却益	187,356	572,133
金銭の信託運用益	0	0
その他の経常収益	11,422	25,832
経常費用	10,746,596	10,665,440
資金調達費用	464,941	334,152
預金利息	401,141	277,019
給付補填備金繰入額	8,996	7,836
借用金利息	52,300	46,476
その他の支払利息	2,502	2,820
役務取引等費用	1,153,906	1,149,746
支払為替手数料	103,428	101,387
その他の役務費用	1,050,478	1,048,359
その他業務費用	319,564	690,387
国債等債券売却損	-	15,712
国債等債券償還損	317,823	674,324
その他の業務費用	1,741	350
経費	8,309,927	7,931,908
人件費	5,621,287	5,274,155
物件費	2,544,234	2,522,911
税金	144,405	134,841
その他経常費用	498,256	559,245
貸倒引当金繰入額	-	272,448
貸出金償却	61,947	66,185
株式等売却損	385,501	154,689
その他の経常費用	50,807	65,921
経常利益	1,573,838	1,650,218
特別利益	11,752	-
固定資産処分益	3,699	-
資産除去債務取崩益	8,052	-
特別損失	49,443	159,071
固定資産処分損	39,907	159,071
減損損失	9,536	-
税引前当期純利益	1,536,147	1,491,147
法人税、住民税及び事業税	373,660	180,305
法人税等調整額	104,579	208,139
法人税等合計	478,239	388,444
当期純利益	1,057,907	1,102,702
繰越金(当期首残高)	333,387	321,706
土地再評価差額金取崩額	△2,620	-
当期末処分剰余金	1,388,674	1,424,409

(注)記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

剰余金処分計算書

(単位：円)

科 目	令和元年度	令和2年度
当期末処分剰余金	1,388,674,339	1,424,409,226
積立金取崩額	8,920,650	-
利益準備金限度超過取崩額	8,920,650	-
剰余金処分額	1,075,888,364	1,092,384,976
利益準備金	-	16,176,650
普通出資に対する配当金	75,888,364	76,208,326
特別積立金	1,000,000,000	1,000,000,000
繰越金(当期末残高)	321,706,625	332,024,250

[謄本]

令和2年度における貸借対照表、損益計算書及び剰余金処分計算書(以下、「財務諸表」という。.)の適正性、及び財務諸表作成に係る内部監査の有効性を確認しております。

令和3年6月28日

きのくに信用金庫

理事長

田谷 節朗 (印)

令和元年度及び令和2年度の貸借対照表、損益計算書及び剰余金処分計算書は、信用金庫法第38条の2第3項の規定に基づき、有限責任あずさ監査法人の監査を受けております。

■注記事項 貸借対照表関係 (2年度)

- 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。
- 有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による原価法(定額法)、子会社・子法人等株式会社については移動平均法による原価法、その他有価証券については原則として決算日の市場価格等に基づく時価法(売却原価は主として移動平均法により算定)、ただし時価を把握することが極めて困難と認められるものについては移動平均法による原価法により行っております。なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産入法により処理しております。
- 金銭の信託において信託財産を構成している有価証券の評価は、上記2と同じ方法により行っております。
- デリバティブ取引の評価は、時価法により行っております。
- 有形固定資産(リース資産を除く)の減価償却は、定率法(ただし、平成10年4月1日以後に取得した建物(建物附属設備を除く。))並びに平成28年4月1日以後に取得した建物附属設備及び構築物については定額法を採用しております。また、主な耐用年数は次のとおりであります。

建 物	34年～50年	その他	3年～5年
-----	---------	-----	-------
- 無形固定資産(リース資産を除く)の減価償却は、定額法により償却しております。なお、自金庫利用のソフトウェアについては、金庫内における利用可能期間(5年)に基づいて償却しております。
- 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る「有形固定資産」中のリース資産の減価償却は、リース期間を耐用年数とした定額法により償却しております。なお、残存価額については、リース契約上は残価保証の取決めがあるものは当該残価保証額とし、それ以外のものは零としております。
- 外貨建資産・負債は、主として決算日の為替相場による円換算額を付しております。
- 貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。

破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者(以下「破綻先」という。)に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者(以下「実質破綻先」という。)に係る債権については、以下のなお書きに記載されている直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大いだと認められる債務者(以下「破綻懸念先」という。)に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認められる額を計上しております。上記以外の債権については、主として今後1年間の予想損失額又は今後3年間の予想損失額を見込んで計上しており、予想損失額は、1年間又は3年間の貸倒実績又は倒産実績を基礎とした貸倒実績率又は倒産率の過去一定期間における平均値に基づき損失率を求め、算定しております。

すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した総合査定部が査定結果を監査しております。

なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は7,647百万円です。
- 貸与引当金は、職員への貸与の支払いに備えるため、職員に対する貸与の支給見込額のうち、当事業年度に帰属する額を計上しております。
- 退職給付引当金は、職員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、必要額を計上しております。また、退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については期間定額基準によっております。なお、数値計算上の差異の費用処理方法は次のとおりであります。

数値計算上の差異	各事業年度の発生時の職員の平均残存勤務期間内の一定の年数(11年)による定額法により按分した額を、それぞれ発生した翌事業年度から費用処理
----------	--

当金庫は、複数事業主(信用金庫等)により設立された企業年金制度(総合設立型/厚生年金基金)に加入しており、当金庫の拠出に対応する年金資産の額を合理的に計算することができないため、当該企業年金制度への拠出額を退職給付費用として処理しております。

なお、当該企業年金制度全体の直近の積立状況及び制度全体の拠出等に占める当金庫の割合並びにこれらに関する補足説明は次のとおりであります。
- ①制度全体の積立状況に関する事項(令和2年3月31日現在)

年金資産の額	1,575,980百万円
年金財政計算上の数理債務の額	
と最低責任準備金の額との合計額	1,718,649百万円
差引額	△142,668百万円
- ②制度全体に占める当金庫の拠金拠出割合(令和2年3月31日現在) 0.7342%
- ③補足説明

上記の差引額の主な要因は、年金財政計算上の過去勤務債務残高189,351百万円です。本制度における過去勤務債務の償却方法は期間19年0ヵ月の元利均等定率償却であり、当金庫は、当事業年度の財務諸表上、当該償却に充てられる特別積立金135百万円を費用処理しております。

なお、特別積金の額は、予め定められた拠金率を拠金拠出時の標準給与の額に乗じることで算定されるため、上記②の割合は当金庫の実際の負担割合とは一致しません。
2. 役員退職慰労引当金は、役員への退職慰労金の支払いに備えるため、役員に対する退職慰労金の支給見込額のうち、当事業年度末までに発生してはと認められる額を計上しております。
3. 睡眠帳目払戻損失引当金は、負債計上を中止した預金について、預金者からの払戻請求に備えるため、将来の払戻請求に応じて発生する損失を見積り、必要と認められる額を計上しております。
4. 偶発損失引当金は、信用保証協会への負担金の支払いに備えるため、将来の負担金支払見込額を計上しております。
5. 外貨建金融資産・負債から生じる為替変動リスクに対するヘッジ会計の方法は、日本公認会計士協業会種別委員会実務指針第25号「銀行業における外貨建取引等のヘッジ会計に関する会計上及び監査上の取扱い」(令和2年10月8日)に規定する繰延ヘッジによっております。ヘッジ有効性評価の方法については、外貨建金銭債権債務等が為替変動リスクを軽減する目的で行う通貨スワップ取引及び為替オプション取引等をヘッジ手段とし、ヘッジ対象である外貨建金銭債権債務等に見合うヘッジ手段の外貨ポジション相当額が存在することを確認することによりヘッジの有効性を評価しております。
6. 消費税及び地方消費税の会計処理は、税込方式によっております。
7. 無利率・無担保融資制度に係る利息(利子補給)の処理については、貸出金利息に計上しております。
8. 投資信託の解約、償還時の差益(損)金については銘柄ごとに集計し、解約益は有価証券利息配当金として、解約損は国債等債券償還損としてそれぞれ計上しております。
9. 会計上の見積りにより当事業年度に係る財務諸表にその額を計上した項目であって、翌事業年度に係る財務諸表に重要な影響を及ぼす可能性があるものは、次のとおりです。

貸倒引当金	1,924百万円
貸倒引当金の算出方法は、重要な会計方針として9.に記載しております。	
主要な仮定は、「債務者区分の判定における貸出金の将来業績見通し」であります。「債務者区分の判定における貸出金の将来業績見通し」は、各債務者の収益獲得能力を個別に評価し、設定してとります。また、新型コロナウイルスの感染拡大に伴う経済への影響については、今後一定期間続くものと想定し、当金庫の貸出金の信用リスクに一定の影響があると仮定しております。	
なお、新型コロナウイルスの感染拡大の影響が当初の想定より変化した場合や、個別貸出先の業績状況等により、当初の見積りに用いた仮定が変化した場合、翌事業年度に係る財務諸表における貸倒引当金に重要な影響を及ぼす可能性があります。	
繰延税金資産	1,315百万円
繰延税金資産の認識は、将来の事業計画に基づく課税所得の発生時期及び金額によって見積っております。当該見積りは、将来の不確実な経済条件の変動などによって影響を受ける可能性があり、実際に発生した課税所得の時期及び金額が見積りと異なった場合、翌事業年度の財務諸表において、繰延税金資産の金額に重要な影響を与える可能性があります。	
20. 子会社等の株式の総額 1百万円
21. 子会社等に対する金銭債務総額 1,162百万円
22. 有形固定資産の減価償却累計額 9,630百万円
23. 有形固定資産の圧縮記憶額 258百万円
24. 貸出金のうち、破綻先債権額は167百万円、延滞債権額は10,773百万円です。

なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未取戻金を計上しなかった貸出金(貸倒償却を行った部分を除く。以下「未取戻金不計上貸出金」という。)のうち、法人税法施行令(昭和40年政令第97号)第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。

また、延滞債権とは、未取戻金不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。
25. 貸出金のうち、3ヵ月以上延滞債権額は20百万円です。

なお、3ヵ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が、約定支払日の翌日から3ヵ月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。
26. 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は684百万円です。

なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3ヵ月以上延滞債権に該当しないものであります。
27. 破綻先債権額、延滞債権額、3ヵ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は11,645百万円です。

なお、24.から27.に掲げた債権額は、貸倒引当金控除後の金額であります。
28. 手形割引は、業種別委員会実務指針第24号に基づき金取引として処理しております。これにより受け入れた銀行引受手形、商業手形、荷付為替手形及び買入外国為替は、売却又は(再)担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は1,047百万円です。

29. 担保に供している資産は次のとおりであります。

- 担保に供している資産
- | | |
|-------------|-----------|
| 有価証券 | 69,794百万円 |
| 預け金 | 5,000百万円 |
| 現金 | 1百万円 |
| 担保資産に対応する債務 | |
| 預金 | 111百万円 |
| 借入金 | 66,411百万円 |
- 上記のほか、為替決済、手形交換代理委託等の取引の担保として、預け金60,010百万円、現金1百万円を差し入れております。
- また、その他の資産には、保証金311百万円が含まれております。
30. 土地の再評価に関する法律(平成10年3月31日公布法律第34号)に基づき、事業用の土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。

再評価を行った年月日 平成14年3月31日

同法律第3条第3項に定める再評価の方法

土地の再評価に関する法律施行令(平成10年3月31日公布政令第119号)第2条第4号に定める路線価及び路線価のない土地は第2条第3号に定める固定資産税評価額に基づいて、合理的な調整を行って算出しております。

同法律第10条に定める再評価を行った事業用土地の当事業年度末における時価の合計額と当該事業用土地の再評価後の帳簿価額の合計額との差額 2,038百万円
 31. 出資10当たりの純資産額 1,262円59銭
 32. 金融商品の状況に関する事項
 - (1)金融商品に対する取組方針

当金庫は、預金業務、融資業務および市場運用業務などの金融業務を行っております。このため、金利変動による不利な影響が生じないように、資産及び負債の総合的管理(ALM)をしております。

その一環として、デリバティブ取引も行っております。
 - (2)金融商品の内容及びそのリスク

当金庫が保有する金融資産は、主として事業地区内のお客様に対する貸出金です。また、有価証券は、主に債券、投資信託及び外国債であり、満期保有目的、純投資目的及び事業推進目的で保有しております。

これらは、それぞれ発行体の信用リスク及び金利の変動リスク、市場価格の変動リスクに晒されております。

一方、金融負債は主としてお客様からの預金であり、流動性リスクに晒されております。また、変動金利の預金については、金利の変動リスクに晒されておりますが、一部は金利スワップ取引を行うことにより当該リスクを回避しております。

デリバティブ取引にはALMの一環で行っている金利スワップ取引及び金利キャップ取引があります。当金庫では、これらをヘッジ手段として、ヘッジ対象である金融商品に関わる金利の変動リスクに対してヘッジ会計を適用しております。
 - (3)金融商品に係るリスク管理体制
 - ①信用リスクの管理

当金庫は、信用リスクに関する管理諸規程に従い、貸出金について、個別案件ごとの与信審査、与信限度額、信用情報管理、保証や担保の設定、問題債権への対応など信用管理に関する体制を整備し運営しております。

これらの与信管理は、各営業店のほか融資部により行われ、また、定期的に理事会を開催し、審議・報告を行っております。

さらに、与信管理の状況については、経営管理部がチェックしております。

有価証券の発行体の信用リスク及びデリバティブ取引のカウンターパーティーリスクに関しては、資産運用部において、信用情報や時価の把握を定期的に行うことで管理しております。
 - ②市場リスクの管理
 - (i)金利リスクの管理

当金庫は、ALMによって金利の変動リスクを管理しております。

ALMに関する規則及び要領において、リスク管理方法や手続等の詳細を明記しており、ALM委員会において決定されたALMに関する方針に基づき、理事会において実施状況の把握・確認、今後の対応等の協議を行っております。

日常的には総合企画部において金融資産及び負債の金利や期間を総合的に把握し、ギャップ分析や金利感応度分析等によりモニタリングを行い、月次ベースでALM委員会に報告しております。

なお、ALMにより、金利の変動リスクをヘッジするための金利スワップ及び金利キャップ等のデリバティブ取引も行っております。
 - (ii)為替リスクの管理

当金庫は、為替の変動リスクに関して、個別の案件ごとにも管理しており、通貨スワップを利用し、振当処理を行っております。
 - (iii)価格変動リスクの管理

有価証券を含む市場運用商品の保有については、理事会等の監督の下、資金運用に関するリスク管理方針に定められております。

このうち、資金運用部では、市場運用商品の購入を行ってより、事前審査、投資限度額の設定のほか、継続的なモニタリングを通じて、価格変動リスクの軽減を図っております。

資金運用部で保有している株式の多くは、事業推進目的で保有しているものであり、取引先の市場環境や財務状況などをモニタリングしています。

これらの情報は資金運用部等を通じ、理事会等において定期的に報告されております。
 - (iv)デリバティブ取引

デリバティブ取引に関しては、取引の執行、ヘッジ有効性の評価、事務管理に関する部門をそれぞれ分離し内部牽制を確立するとともに、金融派生商品運用基準に基づき実施されております。
 - (v)市場リスクに係る定量的情報

当金庫において、主要なリスク変数である金利リスクの影響を受ける主たる金融商品は、「預け金」、「有価証券」のうち債券、「貸出金」、「預金債金」及び「借入金」であります。

当金庫では、これらの金融資産及び金融負債について、期末後1年程度の金利の合理的な予想変動幅を用いた時価の変動額を市場リスク量とし、金利の変動リスクの管理にあたっての定量的分析に利用しております。

当該変動額の算定にあたっては、対象の金融資産及び金融負債をそれぞれ金利期日に応じて適切な期間に残高を算定し、期間ごとの金利変動幅を用いております。

なお、金利以外のすべてのリスク変数が一定であると仮定し、当事業年度末現在、指標となる金利が1.00%上昇したものと想定した場合の時は、11,232百万円減少するものと把握しております。

当該変動額は、金利を除くリスク変数が一定の場合を前提としており、金利とその他のリスク変数との相関を考慮していません。

また、金利の合理的な予想変動幅を超える変動が生じた場合には、算定額を超える影響が生じる可能性があります。
 - ③資金調達に係る流動性リスクの管理

当金庫は、ALMを通じて、適時に資金管理を行うほか、資金調達手段の多様化、市場環境を考慮した長短の調達バランスの調整などによって、流動性リスクを管理しております。
 33. 金融商品の時価に関する事項

令和3年3月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりです(時価等の算定方法については(注1)参照)。なお、時価を把握することが極めて困難と認められる非上場株式等は、次表には含めておりません(注2)参照)。

また、重要性の乏しい科目については記載を省略しております。

	貸借対照表計上額(百万円)	時価(百万円)	差額(百万円)
(1)預け金(*1)	410,684	411,436	752
(2)有価証券			
満期保有目的の債券	57,996	58,160	164
その他有価証券	348,899	348,899	-
(3)貸出金(*1)	419,093		
貸倒引当金(*2)	△1,891		
	417,202	424,524	7,321
金融資産計	1,234,783	1,243,021	8,238
(1)預金債金(*1)	1,166,724	1,167,188	464
(2)借入金(*1)	66,411	66,597	186
金融負債計	1,233,135	1,233,786	650
デリバティブ取引(*3)			
ヘッジ会計が適用されていないもの	0	0	-
ヘッジ会計が適用されているもの	0	0	-
デリバティブ取引計	0	0	-

(※1) 預け金、貸出金、預金積金及び借入金の「時価」には、「簡便な計算により算出した時価に代わる金額」が含まれております。
 (※2) 貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しております。
 (※3) その他資産・負債に計上しているデリバティブ取引を一括して表示しております。デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しております。

(注1) 金融商品の時価等の算定方法
金融資産
 (1) 預け金
 満期のない預け金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。満期のある預け金については、残存期間に基づく区分ごとに、市場金利で割り引いた現在価値を時価に代わる金額として記載しております。
 (2) 有価証券
 株式は取引所の価格、債券は取引所の価格又は取引金融機関から提示された価格等によっております。投資信託は、公表されている基準価額によっております。
 なお、保有目的区分ごとの有価証券に関する注記事項については34.から35.に記載しております。
 (3) 貸出金
 貸出金は、以下の①～③の合計額から、貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除する方法により算定し、その算出結果を時価に代わる金額として記載しております。
 ①破綻懸念先債権、実質破綻先債権及び破綻先債権等、将来キャッシュ・フローの見積りが困難な債権については、貸借対照表中の貸出金勘定に計上している額（貸倒引当金控除前の額。以下「貸出金計上額」という。）
 ②①以外のうち、変動金利によるものは貸出金計上額
 ③①以外のうち、固定金利によるものは貸出金の期間に基づく区分ごとに、元金金の合計額を市場金利で割り引いた価額

金融負債
 (1) 預金積金
 要求払預金については、決算日に要求された場合の支払額（帳簿価額）を時価とみなしてしております。また、定期預金の時価は、一定の期間ごとに区分して、将来のキャッシュ・フローを割り引いて現在価値を算定し、その算出結果を時価に代わる金額として記載しております。その割引率は市場金利を用いております。
 (2) 借入金
 借入金は、一定の期間ごとに区分した当該借入金の元金金の合計額を市場金利で割り引いて現在価値を算定し、その算出結果を時価に代わる金額として記載しております。
 デリバティブ取引
 デリバティブ取引は、通貨関連取引（通貨先物）であり、割引現在価値等により算出した価額によっております。
 (注2) 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品の貸借対照表計上額は次のとおりであり、金融商品の時価情報には含まれておりません。

区 分	貸借対照表計上額 (百万円)
子会社・子法人等株式 (※1)	1
非上場株式 (※1)	87
組合出資金 (※2)	239
合 計	328

(※1) 子会社・子法人等株式及び非上場株式については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから時価開示の対象とはしていません。
 (※2) 組合出資金のうち、組合財産が非上場株式など時価を把握することが極めて困難と認められるもので構成されているものについては、時価開示の対象とはしていません。

(注3) 金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

	1年以内 (百万円)	1年超5年以内 (百万円)	5年超10年以内 (百万円)	10年超 (百万円)
預け金 (※1)	224,684	136,000	1,000	49,000
有価証券	46,604	121,695	72,142	119,440
満期保有目的の債券	12,210	9,257	-	36,500
その他の有価証券のうち満期があるもの	34,394	112,437	72,142	82,940
貸出金 (※2)	56,489	149,788	119,106	81,651
合 計	327,778	407,483	192,248	250,091

(※1) 預け金のうち、満期のない預け金は「1年以内」に含めております。
 (※2) 貸出金のうち、破綻先、実質破綻先及び破綻懸念先に対する債権等、償還予定額が見込めないもの、期間の定めがないものは含めておりません。

(注4) 借入金及びその他の有利子負債の決算日後の返済予定額

	1年以内 (百万円)	1年超5年以内 (百万円)	5年超10年以内 (百万円)	10年超 (百万円)
預金積金 (※)	1,098,368	68,127	8	218
借入金	63,044	2,176	1,191	-
合 計	1,161,412	70,303	1,199	218

(※) 預金積金のうち、要求払預金は「1年以内」に含めて開示しております。
 34. 有価証券の時価及び評価差額等に関する事項は次のとおりであります。これらには、「国債」、「地方債」、「社債」、「株式」、「その他の証券」が含まれております。以下、35.まで同様であります。
 満期保有目的の債券

	種 類	貸借対照表計上額 (百万円)	時 価 (百万円)	差 額 (百万円)
時価が貸借対照表計上額を超えるもの	国債	1,500	1,513	13
	地方債	15,485	15,611	126
	社債	4,210	4,247	36
	その他	13,300	13,975	674
	小 計	34,496	35,347	851
時価が貸借対照表計上額を超えないもの	国債	-	-	-
	地方債	-	-	-
	社債	1,000	996	△3
	その他	22,500	21,817	△682
	小 計	23,500	22,813	△686
合 計		57,996	58,160	164

その他有価証券

	種 類	貸借対照表計上額 (百万円)	取得原価 (百万円)	差 額 (百万円)
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	株式	3,294	2,784	509
	債券	203,841	200,515	3,325
	国債	45,303	43,747	1,556
	地方債	59,130	58,448	682
	社債	99,406	98,319	1,087
	その他	47,551	44,910	2,641
	小 計	254,687	248,210	6,476
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	株式	210	225	△14
	債券	64,496	65,062	△566
	国債	35,108	35,476	△368
	地方債	2,190	2,200	△9
	社債	27,197	27,385	△188
	その他	29,505	30,328	△823
	小 計	94,212	95,616	△1,404
合 計	348,899	343,827	5,072	

35. 当事業年度中に売却したその他有価証券

	売却額 (百万円)	売却益の合計額 (百万円)	売却損の合計額 (百万円)
株式	2,935	233	△154
債券	5,551	81	△3
国債	3,948	76	-
地方債	-	-	-
社債	1,602	5	△3
その他	6,562	348	△12
合 計	15,048	664	△170

36. その他の金銭の信託（運用目的及び満期保有目的以外）

	貸借対照表計上額 (百万円)	取得原価 (百万円)	差額 (百万円)	うち貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの (百万円)	うち貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの (百万円)
その他の金銭の信託	0	0	0	0	-

(注) 「うち貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの」「うち貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの」はそれぞれ「差額」の内訳であります。
 37. 当座貸越契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けられた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、63,436百万円であります。
 なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当座貸越のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当座貸越が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約額度の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴するほか、契約後も定期的に予め定めている金庫内手続に基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を行っております。

38. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生した主な原因の内訳は、それぞれ次のとおりであります。

繰延税金資産	繰延税金負債
貸倒引当金損金算入限度超過額	2,167百万円
退職給付引当金	116
減価償却超過額	265
その他	341
繰延税金資産小計	2,890
評価性引当額	△208
繰延税金資産合計	2,682
繰延税金負債	
固定資産任総補立額	18
その他有価証券評価差額金	1,343
その他	4
繰延税金負債合計	1,366
繰延税金資産の純額	1,315百万円

39. 「会計上の見積りの開示に関する会計基準」（企業会計基準第31号 令和2年3月31日）を当事業年度の年度末に係る財務諸表から適用し、財務諸表に重要な会計上の見積りに関する注記を記載しております。

■注記事項 損益計算書関係 (2年度)
 1. 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。
 2. 出資1口当たり当期純利益金額 21円61銭

＜報酬体系について＞

1. 対象役員
 当金庫における報酬体系の開示対象となる「対象役員」は、常勤理事及び常勤監事をいいます。対象役員に対する報酬等は、職務執行の対価として支払う「基本報酬」及び「賞与」、在任期間中の職務執行及び特別功勞の対価として退任時に支払う「退職慰労金」で構成されております。

(1) 報酬体系の概要
【基本報酬及び賞与】
 非常勤を含む全役員の基本報酬及び賞与につきましては、総代会において、理事全員及び監事全員それぞれの支払総額の最高限度額を決定しております。
 そのうえで、各理事の基本報酬額につきましては役位や在任年数等を、各理事の賞与額については前年度の業績等をそれぞれ勘案し、当金庫の理事会において決定しております。また、各監事の基本報酬額及び賞与額につきましては、監事の協議により決定しております。

【退職慰労金】
 退職慰労金につきましては、在任期間中に毎期引当金を計上し、退任時に総代会で承認を得た後、支払っております。
 なお、当金庫では、全役員に適用される退職慰労金の支払いに関して、主として次の事項を規程で定めております。
 a. 決定方法 b. 支払手段 c. 決定時期と支払時期

(2) 令和2年度における対象役員に対する報酬等の支払総額
 (単位：百万円)

区 分	支払総額
対象役員に対する報酬等	184

(注) 1. 対象役員に該当する理事は12名、監事は1名です。
 2. 上記の内訳は、「基本報酬」157百万円、「賞与」5百万円、「退職慰労金」21百万円となっております。
 なお、「退職慰労金」は、当年度中に支払った退職慰労金（過年度に繰り入れた引当金を除く）と当年度に繰り入れた役員退職慰労引当金の合計額です。
 3. 使用人兼務役員の使用人としての報酬等を含めております。

(3) その他
 「信用金庫法施行規則第132条第1項第6号等の規定に基づき、報酬等に関する事項であって、信用金庫等の業務の運営又は財産の状況に重要な影響を与えるものとして金融庁長官が別に定めるものを定める件」（平成24年3月29日付金融庁告示第22号）第2条第1項第3号及び第6号並びに第3条第1項第3号及び第6号に該当する事項はありませんでした。

2. 対象職員等
 当金庫における報酬体系の開示対象となる「対象職員等」は、当金庫の非常勤役員、当金庫の職員、当金庫の主要な連結子法人等の役員等であって、対象役員が受ける報酬等と同額以上の報酬等を受ける者のうち、当金庫の業務及び財産の状況に重要な影響を与える者をいいます。
 なお、令和2年度において、対象職員等に該当する者はいませんでした。

(注) 1. 対象職員等には、期中に退任・退職した者も含めております。
 2. 「主要な連結子法人等」とは、当金庫の連結子法人等のうち、当金庫の連結総資産に対して2%以上の資産を有する会社等をいいます。なお、令和2年度においては、該当する会社はありませんでした。
 3. 「同額」は、令和2年度に対象役員に支払った報酬等の平均額としております。
 4. 令和2年度において対象役員が受ける報酬等と同額以上の報酬等を受ける者はいませんでした。